

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年12月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等のデータ及び民間企業従業員のデータ

区分	魚沼市				民間企業			
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	(A)/(B)
全体	人 64	歳 48.8	千円 287.8	千円 304.2	-	歳 -	千円 -	-
調理員	30	48.5	285.9	298.8	調理士	40.9	250.5	1.19
庁務員	20	49.2	292.2	310.0	用務員	53.9	225.9	1.37
清掃員	5	55.3	324.5	355.5	廃棄物処理業従業員	43.6	299.7	1.19
その他	9	45.4	263.5	285.3	-	-	-	-
(参考) 国	4,784	48.9	224.7	320.6	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
 「平均給与月額」とは、給料月額のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等月ごとに支払われることとされている全ての諸手当を合計した額です。
 民間企業従業員データは、賃金構造基本統計調査において公表されている類似した職種のデータを使用しています。(平成17年～平成19年の3カ年平均)
 技能労務職員と民間職種等の比較にあたり、魚沼市のデータは、臨時・非常勤職員を除く正規職員のみで、民間企業データは企業規模10人以上の事業所における正規及びパート職員などの労働者を含むもので、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別の職員数

区分	20歳未満	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳以上	合計
全体(人)			1	3	3	10	17	12	18		64
調理員					3	7	6	8	6		30
庁務員				1	0	3	8	2	6		20
清掃員							1		4		5
その他			1	2			2	2	2		9
平均給与月額 (千円)			223.2	241.1	255.9	284.9	304.8	306.9	337.9		304.8

平成20年4月1日現在におけるデータです。

(3) その他給与等に関する事項

ア 適用給料表

行政職給料表(二)を適用しており、国家公務員の行政職俸給表(二)に準じたものとなっています。

イ 技能労務職員の特殊勤務手当について

各種特殊勤務手当の中で、技能労務職員に限定された手当は以下のとおりです。

手当名	手当額	支給対象職員
ごみ処理作業手当	日額 500 円	廃棄物処理場の管理作業に従事した清掃職員
し尿処理作業手当	日額 500 円	クリーンセンターの管理作業に従事した清掃職員
火葬作業手当	日額 500 円	火葬場の管理作業に従事した清掃職員

ウ 昇格昇給基準

毎年1月1日を昇給日として、昇給日前1年間の勤務成績に応じて4号級(57歳を超える場合は2号級)を標準として昇給しています。また、必要な経験年数を満たし、勤務成績が良好である場合、職務に応じて上位の級に昇格させています。

エ 職務分類

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
職員数	0 人	3 人	37 人	27 人	0 人
職務分類	技能職員	技能職員	相当長期の経験及び高度の技能を有する主任の技能職員 高度の技能又は経験を必要とする技能職員	特に長期の経験及び高度の技能を有する主任の技能職員	極めて長期の経験及び高度の技能を有する主任の技能職員
	労務職員	経験を必要とする労務職員	相当長期の経験を有する主任の労務職員 長期の経験を有する労務職員	特に長期の経験を有する主任の労務職員	

平成 20 年 4 月 1 日現在におけるデータです。

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方

定員管理については、行財政改革を推進するための重要な項目の1つとして、行政改革大綱及び集中改革プランに基づいた魚沼市定員適正化計画により管理している状況であり、退職状況を注視しながら、事務事業の見直しの徹底、民間活力の導入、施設の統廃合及び行政需要の減少した部門への人事異動等を検討しながら職員配置の適正化に向けた取組を推進

していきます。

給料表については現在、国に準拠した給料表となっており、改定となった場合は同様の見直しを行い適正な給与制度の維持に努めます。

3 具体的な取組内容

(1) 定員管理について

技能労務職員については合併以降、退職者不補充の措置をとっており、今後も同様の措置とし、事務事業の見直しや民間活力の導入など行政改革を進めながら、なお業務において不足する職員については非常勤職員で対応します。

【技能労務職員の推移】

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
職員数	67	64	62	58	56	54	46	44	41	
増減		3	2	4	2	2	8	2	3	26

(2) 給与等について

給料表については、現行の国に準拠した給料表としますが、特殊勤務手当については本来の手当のあり方や支給実績を精査し、一部廃止を視野に入れて見直しを検討します。

また、昇給については、57歳以上の職員にあっては勤務成績が標準的であっても号級数を半分に抑制していますが、併せて、昇給の基準についても技能労務職も含めた全職種を対象とした人事考課制度を早期に導入し、勤務成績に応じた昇給制度の確立を図ります。